

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第 56 号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「, 東部クリーンセンター,」を「又は」に改め, 「又は埋立事業管理事務所」を削り, 同条第14号中「市役所証明書発行コーナー,」を削る。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(会計室)